

議案第 十五 號

學校職員の服務の誓（印）に関する條例制定につきて

學校職員の服務の宣誓に関する條例を次のように定める

昭和二十九年一月二十一日 提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和廿九年 壹月 貳拾日

議長 天野 廉



学校職員の仕事の宣誓に関する条例

(二)の条例の目的

第一条 この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十一条の規定に基づき職員の仕事の宣誓に関する規定を制定することを目的とする。

(職員の職務の宣誓)

第二条 新たに職務とあつた者は任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で用紙様式による宣誓書に署名して取りてなければその職務を行つてはならない。

(権限の委任)

第三条 この条例に定めらるるものの五條外職員の仕事の宣誓に関する必要事項は任命権者が定めるところとすることができる。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に職員である者については、第二条に定めらるる職務の宣誓を行つたものとみなす。
- 3 本条例の適用に関する事項(昭和二十八年三朝町条例第五号)中、学校職員の職務の宣誓に関する事項は、本条例は適用しない。

(別部録次)

学校職員

宣誓書

私はここに主権が国民に存する日本國憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するに、その公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠實かつ公正に職務を履行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印